

関連指標

第3期芦屋市教育振興基本計画では、重点目標ごとにいくつかの項目で、令和7年度までに達成すべき成果指数を設定しています。また、それまでの期間は、毎年、現状の値を確認することで、取組の進捗状況を点検することとしています。

【重点目標1 子どもたちの「生きる力」の育成と個を伸ばす教育の充実 指標】

基本施策（1） 就学前教育の推進		基準値 (R1)	現状 (R3)	目標 (R7)	備考
指標 1	幼稚園・保育所・認定こども園*の合同研修会等参加人数（人／年）	532	347	450	市が実施する公私立幼稚園・公私立保育所（園）・認定こども園*の合同研修会等の参加者延べ人数。 【出所】事務報告書
指標 2	市立の全幼稚園の未就園児とその保護者に対する施設開放実施日の総数（回／年）	670	384	560	各市立幼稚園の園庭開放や未就園児交流会等施設開放の実施回数。 【出所】事務報告書
基本施策（2） 「確かな学力」の育成		基準値 (R1)	現状 (R3)	目標 (R7)	備考
指標 3	中学校の数学で「授業がよくわかる」と答えた生徒の割合（％）	76.1	71.2	80.0	文部科学省が実施する全国学力・学習状況調査における質問紙調査において「数学の授業の内容がよくわかる」という設問に対し、「当てはまる」または「どちらかというにあてはまる」と回答した中学生の割合。 【出所】全国学力・学習状況調査
指標 4	授業にICT*を活用して指導することができた教職員の割合（％）	55.3	70.0	100	教職員対象に実施する職場のICT*化に係るアンケート調査において教職員が「授業にICTを活用して指導することができた」と回答した割合。 【出所】ICTに係るアンケート調査
指標 5	情報活用の基盤となる知識や態度について指導することができた教職員の割合（％）	66.5	81.6	100	教職員対象に実施する職場のICT*化に係るアンケート調査において教職員が「情報活用の基盤となる知識や態度について指導することができた」と回答した割合。 【出所】ICTに係るアンケート調査
指標 6	小学校の英語学習で、「これからも英語を使ってみたい」と答えた児童の割合（％）	91.0	87.4	92.1	市教育委員会が実施する小学校外国語活動アンケート調査において、「これからも英語を使ってみたい」という設問に対し、「たいへんあてはまる」または「どちらかというにあてはまる」と回答した小学校5、6年生の割合。 【出所】事務事業評価報告書

基本施策（２） 「確かな学力」の育成		基準値 (R1)	現状(R3)	目標 (R7)	備考
指標 7	日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対して DLA*を活用した個別の支援計画に基づいた支援等の研修会に参加したことがある教職員の割合 (%)	—	8.7	50.0	市教育委員会が実施する DLA*の活用を中心とした日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する指導研修会に参加したことがある教職員の割合。 【出所】教育委員会の調査資料
指標 8	将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 (%)	小学校 83.9	小学校 80.0	小学校 87.0	文部科学省が毎年実施する全国学力・学習状況調査における質問紙調査において「将来の夢や目標を持っていますか」と言う設問に対し、「あてはまる」または「どちらかといえばあてはまる」と回答した児童生徒の割合。 【出所】全国学力・学習状況調査
		中学校 69.1	中学校 60.9	中学校 72.0	
基本施策（３） 「豊かな心」の育成		基準値 (R1)	現状(R3)	目標 (R7)	備考
指標 9	小・中学校が連携して道徳教育を推進するため、道徳の時間の相互参観、合同研修等を実施している学校数(校)	11	5	11	県教育委員会が実施する道徳教育推進状況調査において、小・中学校が連携して道徳の時間の相互参観、合同研修等を実施している学校数。 【出所】道徳教育推進状況調査
基本施策（４） 「健やかな体」の育成		基準値 (R1)	現状(R3)	目標 (R7)	備考
指標 10	全国体力・運動能力調査結果で全国平均以上の種目の割合 (%)	6.3	31.2	20.0	文部科学省が実施する小学校 5 年生、中学校 2 年生の各学年の男女別に実施する全国体力・運動能力調査全 32 種目において、全国平均以上となった種目の割合。 【出所】全国体力・運動能力調査
基本施策（５） 特別支援教育の推進		基準値 (R1)	現状(R3)	目標 (R7)	備考
指標 11	特別支援教育に係る研修会、研究会の参加者数 (人/年)	516	216	500	市教育委員会が実施する教職員を対象とした特別支援教育に係る研修会、研究会の年間延べ参加者数。 【出所】事務報告書

【重点目標2 命と人権を大切にせる教育の充実 指標】

基本施策（2） 子どもの内面理解に基づく 生徒指導の充実		基準値 (R1)	現状(R3)	目標 (R7)	備考
指標 12	中学校における不登校 生徒の割合（％）	5.4	7.0	4.0	文部科学省が実施する児童生徒の問題行動等生徒指導に関する調査において、中学校で不登校により年間30日以上欠席した生徒の割合。 【出所】児童生徒の問題行動等生徒指導に関する調査
基本施策（3） 防災・安全教育の推進		基準値 (R1)	現状(R3)	目標 (R7)	備考
指標 13	通学路合同点検において確認された危険箇所（市が実施主体となる箇所のみ）の改善割合（％／年）	100.0	100.0	100.0	芦屋市通学路安全プログラム※に基づき実施した合同点検において要望のあった危険箇所の改善割合。 【出所】通学路合同点検報告会資料

【重点目標3 地域社会総がかりの教育施策の推進 指標】

基本施策(1) 学校園・家庭・地域の連携による支援		基準値 (R1)	現状(R3)	目標(R7)	備考
指標 14	あしやキッズスクエア*及び校庭開放の開催日数(日/年)	1,815	1,432	2,035	あしやキッズスクエア*及び校庭開放の開催日数。 【出所】課内資料
指標 15	青少年の自主的活動(青少年リーダー*及び青少年ボランティア)者数(人/年)	440	215	600	芦屋市子ども会連絡協議会、あしやキッズスクエア*における青少年リーダー*及びボランティアの年間延べ活動者数。 【出所】課内資料
指標 16	放課後児童健全育成事業*の待機児童数(人)	0	0	0	年度当初における放課後児童健全育成事業の利用申請をした児童で、定員等の関係で利用できなかった児童数。 【出所】課内資料
指標 17	あしやキッズスクエア*でのプログラム実施回数(回/年)	784	106	800	あしやキッズスクエア*で開催するプログラムの実施回数。 【出所】課内資料
指標 18	学校支援ボランティアグループの活動実施日数(日/年)	651	701	700	学校支援ボランティアグループの活動延べ日数。 【出所】課内資料
指標 19	若者相談センター「アサガオ」*の支援対象者数(人/年)	116	107	150	若者相談センター「アサガオ」*支援対象年間実人数。 【出所】課内資料
基本施策(2) 質の高い教育環境の整備		基準値 (R1)	現状(R3)	目標(R7)	備考
指標 20	教育ボランティアの活動人数(人/年)	600	177	600	外部人材を教育ボランティアとして活用し、特色ある教育活動を行う事業において、学校園が活用した年間の教育ボランティアの延べ人数。 【出所】事務報告書
基本施策(3) 教職員の資質・能力の向上		基準値 (R1)	現状(R3)	目標(R7)	備考
指標 21	一般・課題別・ICT研修講座満足度	3.6	3.7	3.8	一般・課題別・ICT*研修講座満足度(項目ごとに受講者アンケートによる4段階評価)。 【出所】課内資料
指標 22	様々な業務改善を推進する中で、専門性の向上に費やす時間やゆとりをもって子どもと接する時間が増えたと感じる教職員の割合(%)	50.0	52.8	75.0	教職員対象に実施する学校業務改善アンケート調査において、教職員が様々な業務改善(校務支援システム*やICT機器の有効活用、応答メッセージ、外部人材の有効活用、校内業務改善組織の活性化等)を進める中で、教材研究等専門性の向上に費やす時間やゆとりをもって子どもと接する時間が増えた」と回答した割合。 【出所】芦屋市学校業務改善アンケート ※令和2年度については、「学校のICT化に関する調査票」より

【重点目標4 人生100年を通じた学びの推進 指標】

基本施策(1) 生涯学習の推進		基準値 (R1)	現状(R3)	目標(R7)	備考
指標 23	中学生以下の美術博物館入館者数(人/年)	1,742	2,825	2,000	中学生以下の美術博物館への延べ入館者数。 【出所】課内資料
指標 24	あしや学びあいセミナー(市民版出前講座※)に登録する団体数	33	23	40	あしや学びあいセミナー(市民版出前講座※)に登録する団体数。 【出所】課内資料
指標 25	文化財の整理作業補助等に関わる「文化財ボランティア」の活動者数(人/年)	14	8	15	文化財の整理作業の補助やトライやる・ウィーク※の生徒に対する指導協力、展示や企画などを行う「文化財ボランティア」の年間実活動者数。 【出所】課内資料
指標 26	公民館講座等の受講率(%)	81.4	97.5	85.0	公民館講座等の受講率。 【出所】課内資料
基本施策(2) あしやスポーツ文化の推進		基準値 (R1)	現状(R3)	目標(R7)	備考
指標 27	スポーツ啓発事業参加者数(人/年)	479	627	700	スポーツ啓発事業への参加者年間合計数。 スポーツ啓発事業とは、スポーツ推進のため、市民の方が、気軽に参加していただけるスポーツとして1年を通して随時実施している、次のような事業。 ・新体カテスト測定会&健康・体力づくり相談 ・公式ワナゲのつどい ・公式ワナゲ体験講習会 ・ファミリースポーツのつどい ・市マラソンクリニック ・障がい者とのスポーツ交流広場など、その他 合計12事業 【出所】事務報告書

【重点目標5 読書のまちづくりの推進 指標】

基本施策（1） ブックワーム芦屋っ子の育成		基準値 (R1)	現状 (R3)	目標 (R7)	備考
指標 28	児童生徒一人あたりの学校図書館における図書貸出冊数（冊／年）	小学校 79.4 中学校 16.5	小学校 95.6 中学校 13.0	小学校 80.0 中学校 20.0	小学校、中学校の学校図書館における児童生徒一人あたりの年間の図書の貸出冊数。 【出所】事務事業評価報告書
基本施策（2） 生涯にわたって読書に親しむ環境の整備		基準値 (R1)	現状 (R3)	目標 (R7)	備考
指標 29	公立図書館における市民1人あたりの図書貸出冊数（冊／年）	7.2	7.7	8.0	図書館（本館・分室）における図書貸出冊数を人口で割った冊数。 【出所】事務報告書
指標 30	公立図書館における児童（7～15歳）の図書貸出冊数（冊／年）	54, 839	41, 847	73, 480	公立図書館における児童（7～15歳）の図書貸出冊数。 【出所】図書館年報

用語解説

本文中で「※」印をつけている用語の説明です（五十音順）

【あ行】

芦屋川カレッジ・カレッジ大学院

60歳以上の市民を対象に公民館が生涯学習の機会を提供する事業。参加者が学ぶ楽しさ、友との出会い、交流を通じて、より豊かな人生を一緒に送れるようになることを目的とする。カレッジ大学院は、芦屋川カレッジを卒業した方に対し、さらに学べる場を提供するもの。

あしやキッズスクエア

文部科学省「放課後子供教室事業」として、小学校の室内・校庭を利用し、地域の方の参画も得ながら、児童が自由に遊び・学習などを行う居場所づくり機能、企業・地域・近隣高校大学などの協働により様々な体験活動を行う体験プログラム機能の2つを有し、市内全小学校で実施している。例年市内市立小学校児童の約50%が登録。市内在住すべての児童が対象（市外通学児童も参加）。

芦屋市人権教育推進協議会

全ての人の人権が尊重される社会を目指し、芦屋市の人権教育の推進を図ることを目的とし、各種団体、機関及び個人をもって構成する会。

芦屋市スポーツ推進実施計画

「スポーツ振興基本計画」に基づき取り組んできたことを基本に据えつつ、国のスポーツ基本計画や兵庫県スポーツ推進計画を参酌し、スポーツを取り巻く環境の変化に対応しながら、芦屋市がめざす「すべての市民、スポーツ団体、学校・大学、行政等が参画し、ささえ、連携・協働を推進し、あしやスポーツ文化を創る」ための目標や道筋を示す計画。

芦屋市通学路安全プログラム

児童生徒の通学路の安全を確保するため、保護者・地域・関係機関が連携して点検を行い、対策の改善・充実を図っている。取組をP D C Aサイクル※として繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っているもの。

預かり保育

教育課程に係る教育時間（幼稚園の教育活動）終了後に、希望する在園児を対象に行う教育活動。

インクルーシブ教育

障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みのこと。障がいのある人が排除されないこと、自己の生活する地域において教育の機会が与えられること、個人に必要な配慮や指導の場が提供されること等が必要とされている。

陰翳礼讃（いんえいらいさん）

谷崎潤一郎の随筆。まだ電灯がなかった時代の今日と違った日本の美の感覚、生活と自然とが一体化し、真に風雅の骨髄を知っていた日本人の芸術的な感性について論じたもの。谷崎潤一郎の代表的評論作品で、関西に移住した谷崎潤一郎が日本の古典回帰に目覚めた時期の随筆である。

家読（うちどく）

「家庭読書」、「家族読書」の略語で、家族で読書の習慣を共有することや読書を通じた家族のコミュニケーションづくりを目的としている活動のこと。

【か行】

カウンセリングマインド

受容と共感、積極的な傾聴など、相談を受けた際に来談者中心に話を聴く姿勢のこと。

学習指導員（チューター）

算数・数学における児童生徒の学力向上、基礎基本の定着を図るため各小・中学校に1名ずつ配置している教員免許を持つ職員のこと。学習が遅れがちな児童生徒を中心に、授業の中での補助や、放課後の個別学習における支援を行っている。

学力向上パワーアッププラン・学力向上支援プラン

児童生徒の学力向上と、児童生徒の実態に基づいた学習指導方法・指導内容の改善等教師の授業力向上を図ることを目的に、各学校において策定している授業研究の取組等の計画。

学校運営協議会

学校と保護者や地域住民等がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら、子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第47条の5）に基づいた仕組みのこと。なお、文部科学省がいう「コミュニティ・スクール」のことを指す。

学校支援相談員

豊富な知識や教職経験を有した教職員OBを学校支援相談員として、芦屋市立打出教育文化センターに配置。学校長の要請により各学校を巡回し、経験の浅い教員に対して学習指導、生徒指導、学級経営等に係る指導・支援を行っている。平成20年度は1名、平成21年度より3名。

キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。子どもたちに義務教育の段階から、勤労観・職業観を身に付けさせ、主体的に進路を選択・決定させることをねらいとしている。

キャリアステージ

職歴・経験年数によって分けられる段階。

キャリアパスポート

児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのこと。

教育のまち芦屋

芦屋の子どもたちが大人になった時に「芦屋で学び、育って、本当に良かった」と思えるまちづくり、芦屋市民が「芦屋で暮らして、本当に良かった」と思えるまちづくりのこと。

校務支援システム

幼稚園、小・中学校をネットワークでつなぎ、学校業務を円滑に進めているシステムのこと。

合理的配慮

障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。

国際文化住宅都市

昭和26年（1951年）に、住民投票によって本市のみに適用される地方自治特別法「芦屋国際文化住宅都市建設法」が公布され、国際性、文化性あふれる住宅都市を目指してまちづくりを進めてきた。

コーディネーション能力

旧東ドイツのスポーツ運動学者が考え出した理論で、自分の身体を巧みに動かす能力のこと。

コミュニティ・スクール

小学校を学校の教育活動に支障のない範囲内において、地域住民に開放し、自主的な文化活動・スポーツ活動や地域活動を行うことを通じて、住民相互の連帯感や自治意識を高め、よりよいコミュニティの創造・発展を目的として活動しているもの。

市内9か所で活動を展開している本市の特徴的な取組。

なお、文部科学省のいう「コミュニティ・スクール」は、「学校運営協議会」と同義である。

【さ行】**市民版出前講座**

芦屋市社会教育関係登録団体等が活動の中で習得した知識や技術のうち、市民の皆さんが知りたいことや暮らしに役立つ話等について、登録団体等の会員が講師となって出向いて説明する制度。現在、市で行っている出前講座の講師を市民に置き換えた制度。

就学前施設

小学校入学前の子どもたちを対象に教育・保育を行う幼稚園、保育所（園）、認定こども園のこと。

新学習システム

個に応じたきめ細かな指導を充実させるため、加配教員を配置し、少人数学習や小学校高学年における教科担任制の導入など、各校で工夫した形態をとっている。（県事業）

人生100年時代

平均寿命の伸びにより、100歳前後まで生きることが可能となる時代のこと。令和元年12月に取りまとめられた「人生100年時代構想会議 中間報告」においては、「100年という長い期間をより充実したものとするた

めには、生涯にわたる学習が必要である」などが述べられており、生涯学習の重要性が一層高まっている。

青少年リーダー

子ども会を中心とした地域活動や野外活動など青少年の団体活動やボランティア活動に参加して、コミュニケーション能力やマネジメント能力の向上をめざす青少年のこと。

ソーシャル・ワーク

社会福祉における専門的援助のこと。

【た行】

定位能力

コーディネーション能力*の1つで、「距離間」と「空間認知」の能力のこと。

適応教室

芦屋市立打出教育文化センター内に設置されている。不登校または不登校傾向にある児童生徒に対し、個に応じた教育相談や適応指導、保護者への支援を行う教室のこと。学習支援やレクリエーション、体験活動等、様々な活動プログラムにより、関係児童生徒の学校復帰を支援している。

出前講座

市内の事業所や各団体・グループを対象に、希望に応じて市職員を講師として派遣し、職務を通じて得た専門知識を分かりやすく説明する制度のこと。

特別支援教育コーディネーター

各学校園に配置されており、特別支援教育に係る保護者からの相談を受けたり、児童生徒への適切な支援のために、関係機関や関係者の間を連絡・調整したりする役割を中心的に担う職員。

特別支援教育センター

障がいのある子どもに対する教育的支援の拠点で、保健福祉センター内にある。専任の指導員を配置し、学校園や保護者等への相談、支援を行っている。

トライやる・ウィーク

学校・家庭・地域の三者が連携して、平成7年3月から中学生の心の教育の充実を図ることを目的として実施する事業で、中学校2年生が、学校を離れて地域のボランティアの指導のもと、職場体験、福祉体験、勤労生産活動など、5日間、様々な体験活動を行っているもの。

【な行】

認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設のこと。0～2歳の子どもについては、保護者の就労などのために保育を必要とする乳児または幼児を保護者に代わって保育を行い、3～5歳の子どもについては、保護者の働いている状況に関わりなく、教育・保育を一体的に行う。

【は行】

ピアサポート

ピア（仲間）サポート（支援）という意味で、同じ課題や環境を体験する人が、相互の人間関係を豊かにするための場を設定し、その体験から来る感情を共有し、支えあうこと。

ブックワーム芦屋っ子

ブックワーム（本の虫）の意味を含み、読書が大好きな子どもの育成をめざす取組の中で生まれた言葉。

放課後児童健全育成事業

厚生労働省の事業。保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を提供する事業。市の事業では、「放課後児童クラブ」として市内市立全小学校で全学年を対象に実施している。

【ま行】

味覚の一週間

フランスで始まった、味わう楽しみ、食文化と向き合う1週間のこと。「味覚の一週間」の中から、児童が五感を使って味わうことの大切さを知り、味わうことの楽しみに触れる体験型学習である「味覚の授業」を主として実施している。

【ら行】

理科推進員

小学校5、6年生の理科の授業において、観察・実験等における準備や片付け等で教職員の支援を行い、理科学習の充実・活性化を図ることを目的に、各小学校に1名ずつ配置している人。

リズム能力

コーディネーション能力*の1つで、動きを真似し、イメージを表現する能力のこと。

レファレンス

図書館におけるレファレンスとは、図書館職員が、情報を求めている利用者に対して、必要な資料や情報を探し出し、提供する調査相談・調査支援サービスのこと。

連結能力

コーディネーション能力*の1つで、関節や筋肉の動きをタイミングよく同調させる能力のこと。

【わ行】**若者相談センター「アサガオ」**

社会生活を円滑に営む上で、ひきこもり、ニート、不登校等の困難を有する子ども・若者及びその家族の自立や支援を行うための若者相談窓口のこと。

ワークショップ

いわゆる講義式な教授法ではなく、参加者が体験を通して学ぶ学習方法。参加者が自発的に作業や発言を行える環境が整った場において、ファシリテーターと呼ばれる司会進行役を中心に、参加者全員が体験するものとして運営される形態がポピュラーとなっている。

【数字／英字】**A L T**

Assistant Language Teacherの略語。小中学校の外国語の授業で、日本人教師の助手として外国語を教える外国人講師。

D L A

Dialogic Language Assessment（対話型アセスメント）の略語。日本語能力に限られた中で、最大限の認知活動を引き出す日本語能力測定方法。

D X

Digital Transformation(デジタルトランスフォーメーション)の略で、直訳すると「デジタルによる変革」と表せます。2004年にスウェーデンのウメオ大学教授、エリック・ストルターマンが提唱した「ITの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念です。

G I G A スクール構想

GIGAとはGlobal and Innovation Gateway for Allの略語。1人1台の学習用タブレット端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたち一人ひとりに個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現すること。これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図り、教師、児童生徒の力を最大限に引き出す。

I C T

Information and Communication Technologyの略語。情報通信技術のこと。

L G B T Q

セクシュアルマイノリティ(性的少数者)を表す言葉で、性的指向や性自認を意味する英語の頭文字をとって作られた。Lesbian(レズビアン)は同性を恋愛の対象とする女性、Gay(ゲイ)は同性を恋愛の対象とする男性、Bisexual(バイセクシュアル)は同性も異性も恋愛対象となりうる人、Transgender(トランスジェンダー)は体の性と心の性が異なる人、Questioning(クエスチョニング)またはQueer(クイア)は性的指向や性自認が定まっていない人を意味する。

P D C A サイクル

事業活動等において、計画から改善までの過程を循環させ、質を高めようという考え方。Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字をとったもの。

S N S

Social Networking Service（ソーシャル ネットワーキング サービス）の略。Facebook LINE ツイッター等の人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のWebサイトのこと。

Z E B

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略。「ゼブ」と呼ぶ。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

令和5年度「施政方針」（教育委員会関係のみ抜粋）

Ⅰ 施政の基本方針

（前略）

今、本市においても、地方都市の例にもれず人口のピークを越え、減少局面を迎えておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、更に出生数は減少し、少子高齢化は加速していくことが想定されます。加えて、気候変動や急変する世界情勢など不確定要素が多い中、これらの社会の変化を見据えながら「誰ひとり取り残さない」、持続可能なまちづくりを進めることがますます重要になります。

本市では、今後より多様化・複雑化する課題解決に取り組むとともに、持続可能な体制を整えるため、＜①本年4月に国が「こども家庭庁」を設置することを踏まえ、本市でも「こどもまんなか社会」を目指し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の実現に向けた体制の構築を進めること＞、＜②持続可能な行政サービスを提供する上で必要となる組織のスリム化を進めること＞、＜③人口減少下においても、社会増を目指し、総合計画や創生総合戦略の基本方針「未来の創造」を積極的に取り組む体制を構築すること＞の3つの視点を持って、「こども福祉部」及び「都市政策部」を再編するなどの機構改革を実施いたします。

令和4年度は、市民の皆さまと情報や課題意識をオープンに共有しながら、共に創る「共創」を掲げておりましたが、令和5年度は更に一步踏み込んで、誰ひとり取り残さない社会の実現を目指して、寄り添いながら共に認め合い、こころを一つに協力して奏で合う「協奏」により、「市民が主役のまちづくり」を実現するとともに、全ての芦屋市民の幸せの向上と市の発展へと「未来を創る」ため、引き続き全力で取り組んでまいり所存でございます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策では、日常生活や社会経済活動を継続できるよう様々な行動制限緩和の取組が進められ、感染拡大の防止と経済活動の両立が本格化したことなども踏まえて、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを現在の2類相当から5類へ移行することが決定されました。位置づけの変更に伴い、各種措置の段階的な移行についても示されましたが、未だ終息の兆しが見えない状況は続いており、今後も感染拡大の防止と経済活動の両立をどう図っていくのか課題であると認識しております。

こうした状況下において、急変する世界情勢による世界経済の不確実性の高まりは、市民及び事業者の皆さまの暮らしや生業に大きな影響を及ぼし、本市におきましても、あらゆる施策を講じてまいりましたが、今後も国・県の動向を注視するとともに、市民及び事業者の皆さまの状況を把握する中で、必要な施策を適宜適切に講じてまいります。

そして、第5次総合計画のキャッチフレーズである「ASHIYA SMILE BASE」に基づいて、次に示す3つの視点により実現してまいります。

＜人のつながり～時代に適い、多様に紡がれるネットワーク＞

第一は、「人のつながり～時代に適い、多様に紡がれるネットワーク」でございます。

（中略）

打出教育文化センター・図書館打出分室・打出公園では、これまで市民の皆さまとのワークショップや産官学連携のもとで策定した計画を踏まえ、改修工事を実施いたします。従来の教育機能を維持しつつ、貸室や図書館におけるICT*導入での利便性の向上を図るとともに、ロビーにオープンスペースを設置するなど、地域のにぎわいの拠点としても活用できるよう整備してまいります。

(中略)

<暮らしやすさ～ 地域に包まれ安らぎを感じる暮らし>

第二は、「暮らしやすさ～ 地域に包まれ安らぎを感じる暮らし」でございます。

(中略)

妊産婦、子育て世帯、子どもに対する包括的な支援では、国が示す「こども家庭センター」を「保健センター」と一体的に設置し、新たに「こども家庭・保健センター」として、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援体制を構築し、子どもたちの健全な成長を支援するとともに、市民の健康増進と保健衛生の向上を図ってまいります。

(中略)

<資源～ 地域資源を生かし、空間を活用する、これまでとこれからの融合>

第三は、「資源～ 地域資源を生かし、空間を活用する、これまでとこれからの融合」でございます。

(中略)

地域脱炭素の実現に向け、公益灯及び公共施設のLED化や市民会館本館ZEB*化に向けた設計を進めるとともに、脱炭素社会づくり促進事業の実施により、市民・事業者との官民一体となった省エネルギー化など地球温暖化に対する取組を推進してまいります。

(中略)

以上、令和5年度に臨む施政の基本的な考え方を申し上げました。

これらに沿って、市民の皆さまとの協働のもと、住んでみたい、住み続けたいまちであり続けるため、持続可能な未来につなぐまちづくりを進めてまいります。

次に、第5次総合計画の施策目標に沿って、改めて主な取組及び行財政運営につきまして、順次ご説明申し上げます。

また、教育行政に関わる施策も、私が一括してご説明申し上げるとともに、推進に当たりましては教育委員会と連携し、「教育のまち芦屋」*を目指してまいります。

2 主な取組

第一は、「子育て・教育」に関する取組についてでございます。

(中略)

放課後児童クラブ事業では、引き続き、事業を一部民間委託し、それぞれの保育内容を官民で共有することにより、更なる充実を図ってまいります。また、医療的ケア児の健やかな成長を図り、その家族の離職の防止に資するため、受け入れを実施してまいります。

あしやキッズスクエア事業では、学校・地域・企業と協働し、対面やオンラインによる体験プログラムを実施するとともに、放課後児童クラブと連携し、子どもたちに安全・安心で地域に定着した放課後の居場所を提供してまいります。

(中略)

青少年愛護事業では、青少年育成愛護委員会及び学校園と連携し、引き続き登下校時の見守りやあいさつ運動を実施するとともに、青少年の健全育成、非行防止、環境浄化について、啓発に努めてまいります。

青少年健全育成事業では、若者相談センター「アサガオ」※において、コミュニケーションセミナーやキ・テ・ミ・ル・会などを開催し、関係機関と連携しながら若者への支援を続けてまいります。また、「第3期子ども・若者計画（令和7年度～令和11年度）」策定のため、アンケート調査を実施してまいります。

(中略)

特別支援教育では、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの充実により、特別な支援が必要な児童生徒の特性、教育的ニーズや発達段階を十分に把握した上で、個別の指導計画等に基づいた指導を進めるとともに、合理的配慮のあり方についての研究を更に進めてまいります。

また、特別支援教育コーディネーターを中心とした学校園内の相談支援体制を充実させるとともに、特別支援教育センターを核に関係部署や機関との連携を強化し、支援体制の充実を図ってまいります。

学校施設の整備では、山手小学校においては外壁と屋上防水改修、朝日ヶ丘小学校においては外壁・屋上防水・建具改修を実施し、教育環境の維持・向上を図ってまいります。

幼稚園教育では、令和3年度から試験的实施をしている、岩園幼稚園での3年保育を本実施し、本市の就学前教育・保育施設における幼児教育の更なる質の向上を図ってまいります。

国際理解教育では、外国語教育等を通してコミュニケーション能力を育成するとともに、外国にルーツのある児童生徒と他の児童生徒がお互いの異文化を学び理解する機会を計画的に実施し、国際的視野の拡充と外国語学習の充実に努めてまいります。

小学校における外国語教育では、ALT※や英語に堪能な地域人材を配置し、児童の学習意欲を引き出す指導に取り組んでまいります。

就学前教育・保育施設間の連携では、教育・保育の質の向上を目指し、市立幼稚園における公開保育や合同研修会を実施してまいります。

幼児期と児童期の接続では、指導者間の相互理解を深めるとともに、就学前の子どもたちが小学校施設を利用する体験や授業参観等を継続し、円滑な接続に向けた接続期カリキュラムの実践に取り組んでまいります。

児童生徒の学力向上では、算数・数学の学習支援員や理科推進員等を継続配置し、児童生徒が主体的に取り組むことができる学習環境と個に応じた指導の充実を図ってまいります。

また、ICT※を活用した教育では、一人1台タブレット端末等のICT※を効果的に活用し、情報を収集・比較・選択し表現する等、情報活用能力の視点を取り入れた主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、授業の改善と指導の充実を図ってまいります。

読書活動の推進では、人とのつながりにおいて読書の楽しさや喜びを実感できるような読書活動を教育課程に位置づけ、計画的、継続的に実施してまいります。

また、学校図書館のレファレンス機能の充実など各教科と関連した授業支援や子どもたちのニーズに合わせた適切な指導のための研修を実施し、市立図書館との連携をより深めることにより、授業における学校図書館の活用を促進してまいります。

いじめ防止対策では、「いじめ防止基本方針」に基づき、組織力の向上や関係機関との連携のもと、未然防止の取組を徹底するとともに、積極的認知による早期発見、適切な早期対応を進め、いじめ問題対策審議会での事案への対応や検討等、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを派遣してまいります。

人権教育では、LGBTQ※など、時代の変化に対応した内容を推進することで、自身及び他者の人権をも守ろうとする意識・意欲・態度を育み、人権に関わる様々な課題に教育活動全体を通じて取り組んでまいります。

生徒指導では、教育相談等を通して児童生徒の内面理解を深めるなど、相手意識を持った心の通い合う生徒指導を推進してまいります。

また、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを有効に活用し、関係機関と積極的に連携を図りながら、円滑な解決を目指して取り組んでまいります。

適応教室では、指導員への研修により通級する児童生徒一人ひとりの状況に応じた指導の充実を図り、教職員や保護者の相談機関として不登校児童生徒への対応に関する指導や助言を行うとともに、教員の資質能力の向上を図ることで、各学校の不登校対策を強化し、学校やスクールソーシャルワーカーなどの関係機関との連携のもと、児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けて取り組んでまいります。

情報モラル教育では、警察等関係機関と連携を図りながら、SNS※の利用によるトラブルを未然に防ぐための授業等を実施し、児童生徒が情報化社会で適正に活動するためのモラルや考え方、態度を身につける取組を推進してまいります。

体力・運動能力向上の取組では、就学前に遊びの中で運動の楽しさを実感させ、小・中学校においては子どもの運動意欲を高め、体力運動能力が向上するように、カリキュラム等の工夫改善を行い、研究と実践に取り組んでまいります。

また、小学校では、スポーツ交流会を継続実施し、運動に親しむ機会を創出するとともに、学校間の交流を進めてまいります。

学校給食では、新型コロナウイルス感染防止対策を含め、学校給食衛生管理基準に基づき、安全安心でおいしい学校給食を提供してまいります。

また、クックパッドや給食レシピ本、広報などを通して学校給食の魅力発信に努めてまいります。

キャリア教育では、自分らしい生き方を実現するために、キャリアノートやキャリア・パスポートの活用を充実し、自立を目指したキャリア教育の推進を図ってまいります。

児童生徒の安全な登下校では、「通学路安全プログラム」に基づき、地域住民や関係機関と協力して通学路点検を実施し、危険箇所の早期発見と改善対策を進め、地域と連携した児童生徒への交通安全教育を充実してまいります。

打出教育文化センターでは、教師力向上支援事業及びICT*活用、経験年数別や課題別研修等の充実を図り、教職員の実践的な指導力向上の取組を計画的に進めるとともに、一般講座等においても社会性や人間的な魅力を兼ね備えた教職員の育成に努めてまいります。併せて、オンラインでの研修を実施することにより、勤務の効率化や実践的なICT*の活用につなげてまいります。

また、学習用タブレットの安心・安全・快適な運用のため、学校のICT*環境を整備し、校務系ネットワークシステムの情報セキュリティについても、インシデントが発生しないよう運用・保守に努めるとともに、ICT*に関する知見を有する事業者をGIGAスクール運営支援センターの「学校DX*アドバイザー」として業務委託し、ソフト面の充実を図ってまいります。

教職員の業務改善により子どもと関わる時間を増やし、教育の質の向上を図るため、グループウェア機能を追加した「統合型校務支援システム」の構築に向け、進めてまいります。

さらに、児童生徒の情報モラル向上への取組を、引き続き支援してまいります。

地域に開かれた学校園の運営では、保護者や地域住民の力、公共施設を活用しながら幼児児童生徒の実態に合わせて社会に開かれた学校園の運営の充実に努めてまいります。

また、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを目指した、現行の学校評議員制度を活かして本市の実態に即した学校運営協議会の設置に向けて取り組んでまいります。

打出教育文化センター等と打出公園の一体的整備では、従来の教育機能を維持しつつ、貸室や図書館におけるICT*導入での利便性の向上を図り、多種多様な方々にご利用いただくことで地域全体の価値向上となるよう努めてまいります。

また、産官学連携のもとで策定した計画を踏まえ、令和6年春のリニューアルオー

プンを目指し、改修工事を進めてまいります。

美術博物館、谷崎潤一郎記念館では、改修工事後のリニューアルオープンに併せて、美術博物館の歴史資料展示の充実や谷崎潤一郎記念館で『陰翳礼讃*』をモチーフとした取組を導入するなど、利用者の満足度向上に努めてまいります。

文化財事業では、古写真等のデジタル化を実施し、歴史文化遺産の未来への継承に取り組んでまいります。

市民センターでは、ホール事業として、日本の伝統芸能である「能・狂言」の講演を実施し、公民館事業として、国の重要文化財に指定されているヨドコウ迎賓館の見学会や講演会を催します。

図書館では、市民サービスの向上と業務効率化の両立を目指し、令和6年4月の自動貸出機等のI C機器の導入に向け、I Cタグ貼付作業などに取り組んでまいります。

スポーツ施策では、「スポーツ推進実施計画（後期）（令和元年度～令和5年度）」に基づき、ライフステージに応じた事業を進め、市民の健康増進や体力向上に努めます。

また、更なるスポーツの普及・推進のため、「第2期スポーツ推進実施計画（前期）（令和6年度～令和10年度）」を策定してまいります。

芦屋川カレッジ・芦屋川カレッジ大学院では、引き続き地域で活躍する方やカレッジ卒業生を講師に招くなど、知の循環型社会の定着を図ってまいります。

中学校部活動では、学識経験者、中学校体育連盟や吹奏楽連盟の代表者などを構成員とした協議体を設置し、地域移行の検討を進めてまいります。

（中略）

第三は、「市民生活」に関する取組についてでございます。

（中略）

市民センターの施設整備では、利用者の利便性向上のため、電子錠と連携した施設予約システムの整備やキャッシュレス決済を導入してまいります。

また、地域脱炭素の実現に向けて、市民会館本館の空調設備の更新や照明機器のLED化等のZ E B*化改修工事を進めてまいります。

令和5年度芦屋市施政方針
https://www.city.ashiya.lg.jp/gyousei/sisei_r5.html



令和5年度重点施策関係当初予算

(予算額は、実施計画の事務事業ごとの事業費を掲載しています。)

	単位(千円)
青少年保護対策事業(放課後児童クラブ)	170,520
放課後児童健全育成事業	20,596
あしやキッズスクエア事業	33,742
青少年愛護センター運営	4,880
青少年問題協議会経費	459
子ども若者育成支援対策	6,219
特別支援教育推進事業	8,532
小学校施設整備事業	349,191
市立幼稚園子育て支援事業	977
国際理解教育推進事業	23,752
就学前教育推進事業	4,343
学力向上支援事業	2,092
読書活動推進事業	14,353
人権教育推進事業	153
生徒指導対策事業	621
適応教室実施事業	3,659
文化活動振興事業	1,120
学校給食関係事務	514,874
打出教育文化センター教育研究推進と研修事業	2,182
学校園ICT環境整備事業	114,884
打出教育文化センター管理運営	276,075
学校体育振興事業	11,173
中学校部活動推進事業	10,628
特色ある学校園づくり支援事業	1,697
谷崎潤一郎記念館管理運営事業	20,757
美術博物館管理運営事業	81,431
文化財保護及び活用事業	13,197
ルナ・ホール事業	14,040
講座・セミナー・音楽会等の開催	7,530
図書館運営事業(收集整理利用)	137,949
図書館施設整備事業	147,752
生涯スポーツ推進事業	13,965
芦屋川カレッジ・芦屋川カレッジ大学院	7,000
市民センター管理運営業務	169,917

各種チェック表

<いじめ早期発見のためのチェックリスト表>

【いじめが起こりやすい・起こっている集団】

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 朝いつも誰かの机が曲がっている。 | <input type="checkbox"/> 教職員がいないと掃除がきちんとできない。 |
| <input type="checkbox"/> 班にすると、机と机の間に隙間がある。 | <input type="checkbox"/> グループ分けをすると特定の子どもが残る。 |
| <input type="checkbox"/> 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある。 | <input type="checkbox"/> 些細なことで冷やかしたりするグループがある。 |
| <input type="checkbox"/> 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする。 | |
| <input type="checkbox"/> 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げ等をしている。 | |
| <input type="checkbox"/> 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる。 | |
| <input type="checkbox"/> 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある。 | |

【いじめられている子】

◎日常の行動・表情の様子

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> わざとらしくはしゃいだりおどけたりする。 | <input type="checkbox"/> にやにや、へらへらしている。 |
| <input type="checkbox"/> おどおどしている。 | |
| <input type="checkbox"/> いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている。 | |
| <input type="checkbox"/> 下を向いて視線を合わせようとしない。 | <input type="checkbox"/> 表情が暗く、元気がない |
| <input type="checkbox"/> 早退や一人で下校することが増える。 | <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が多くなる。 |
| <input type="checkbox"/> 腹痛や体調不良を訴えて保健室に行きたがる。 | <input type="checkbox"/> ときどき涙ぐんでいる。 |
| <input type="checkbox"/> 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする。 | |

◎授業中・休み時間

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 発言すると友だちから冷やかされる。 | <input type="checkbox"/> 一人でいることが多い。 |
| <input type="checkbox"/> 班編成の時に孤立しがちである。 | <input type="checkbox"/> 教室へはいつも遅れて入ってくる。 |
| <input type="checkbox"/> 学習意欲が減退し、忘れ物が増える。 | <input type="checkbox"/> 教職員の近くにいたがる。 |
| <input type="checkbox"/> 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする。 | |

◎昼食時

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 好きなものを他の子どもにあげる。 | <input type="checkbox"/> 他の子どもの机から机を少し離している。 |
| <input type="checkbox"/> 食事の量が減ったり、食べなかったりする。 | <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされる。 |

◎清掃時

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> いつも雑巾がけやごみ捨てるの当番になっている。 | <input type="checkbox"/> 一人で離れて掃除をしている。 |
|--|---|

◎その他

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる。 | <input type="checkbox"/> 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる。 |
| <input type="checkbox"/> 持ち物が壊されたり、隠されたりする。 | <input type="checkbox"/> 理由もなく成績が突然下がる。 |
| <input type="checkbox"/> 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す。 | <input type="checkbox"/> 服に靴の跡がついている。 |
| <input type="checkbox"/> ボタンが取れたり、ポケットが破れたりしている。 | <input type="checkbox"/> 手や足に擦り傷やあざがある。 |
| <input type="checkbox"/> けがの状況と本人の言う理由が一致しない。 | |
| <input type="checkbox"/> 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする。 | |

【いじている子】

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 多くのストレスを抱えている。 | <input type="checkbox"/> 家や学校で悪者扱いされていると思っている。 |
| <input type="checkbox"/> あからさまに、教職員の機嫌をとる。 | <input type="checkbox"/> 特定の子どもにのみ強い仲間意識を持つ。 |
| <input type="checkbox"/> 教職員によって態度を変える。 | <input type="checkbox"/> 教職員の指導を素直に受け取れない。 |
| <input type="checkbox"/> グループで行動し、他の子どもに指示を出す。 | <input type="checkbox"/> 他の子どもに対して威嚇する表情をする。 |
| <input type="checkbox"/> 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉を使う。 | |

<不登校初期対応チェック表>

◎不登校の兆候チェック

- | | | |
|--|--------------------------------------|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 遅刻・早退する日が多い。 | <input type="checkbox"/> 体調不良を訴える。 | <input type="checkbox"/> 月曜日に休みが多い。 |
| <input type="checkbox"/> 表情が暗い。 | <input type="checkbox"/> 一人でいることが多い。 | <input type="checkbox"/> 学習成績が低下している。 |
| <input type="checkbox"/> 友人関係のトラブルがある。 | | |

◎初期対応

- 不登校の兆候が見られる児童生徒の気持ちをしていねいに聞き取っている。
- 児童生徒が休んだとき、家庭と必ず連絡をとる。
- 児童生徒が3日連続欠席したとき、生徒指導、養護教諭等に連絡をするなど、組織として対応を協議する。
- 児童生徒が3日連続欠席したときは、家庭訪問を行う。

＜体罰に関するチェック表＞

体罰を行わないように、折に触れて自分自身の体罰に関する認識や児童生徒への指導の在り方を再認識し、常に自己の姿勢を見直しましょう。

チェックポイント（教職員の共通理解）

【子どもとの信頼関係を築く教職員の自覚】

- 「体罰は時には必要」「自分も叩かれて成長した」と考えていない。
- 保護者の体罰容認論を言い訳にしていない。
- 自分の感情を上手にコントロールできる。
- 児童生徒の考え方や意見を受け入れ、心情を理解しながら指導している。

【学校全体で子どもを育む生徒指導の充実】

- 全教職員が相互に情報交換しながら、協力して指導している。
- 学習指導や生徒指導に一貫性をもち、同一步調の指導をしている。
- 威圧的・高圧的な言動に頼らずに集団指導を行っている。

【一人一人の子どもが生き生きする教育活動の実施】

- 一人一人の個性や能力が発揮される教育活動を行っている。
- 校則や学級のきまりについて、児童生徒に意義を考えさせる機会を設けている。

体罰に頼らない組織的な生徒指導等の指導方針について学校内外に明示することで、開かれた学校づくりを推進するとともに、教職員や児童生徒、保護者の相談にきめ細かく対応する組織として体罰防止委員会等を設置し、組織的な体罰防止体制を構築しましょう。

チェックポイント（指導体制の整備）

- 校内研修等を通じて、生徒指導に関する通知等や体罰に頼らない指導に関する学校の基本方針について、共通理解ができています。
- 問題行動や特別な支援を要する児童生徒への指導を学年や学校全体で対応している。
- 日々起こる問題行動や指導困難な状況を管理職や同僚に伝える報告・連絡・相談体制は、整っている。
- 特定の教職員に生徒指導をまかせる傾向がない。
- 児童生徒に対する諸問題を自分の責任だと抱え込んでしまう雰囲気がない。

いじめ早期発見のためのチェックリスト（県）
https://www.hyogo-c.ed.jp/~gimu-bo/10ijimetaiou/pdf/01_checklist.pdf



「NO. 体罰」（県）
<https://www.hyogo-c.ed.jp/~kyoshokuin-bo/250802notaitatu.pdf>



芦屋市外国人児童生徒等にかかわる教育指針

平成 29 年 3 月策定（令和 4 年 3 月一部改訂）
 芦屋市教育委員会
 芦屋市帰国・外国人児童生徒支援連絡協議会

1 はじめに

日本は国籍を問わず、すべての児童生徒の教育を受ける権利を保障している「国際人権規約」（1979 年）、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」（1995 年）、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」（1994 年）を批准しました。また兵庫県は「地域国際化推進基本指針」（1994 年）、「外国人児童生徒にかかわる教育指針」（2000 年）、「ひょうご多文化共生推進指針」（2016 年 3 月）を策定しています。

本市においても、2021 年 3 月に「第 4 次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」を策定し、市はもとより、市民、事業者、団体等の参画と協働の下、様々な人権課題の解決に取り組むことを定めています。その中で、外国人の人権についても、今後の方向性として、文化・生活習慣の多様性を尊重する人権意識の高揚についての教育・啓発を推進すること、また、子どもたちも含めた異文化交流の機会を広げ、国籍を超えた相互理解とコミュニケーションの向上を支援していくことなどを掲げています。

本市における「外国人人口」の総人口比は、阪神地域で 2 番目に高い 1.69% であり、市内公立小・中学校に在籍する「外国人児童生徒数」（2021 年 5 月 1 日現在／学校基本調査）も 59 人と、前年同期に比べ 11 人の大幅増となりました。一方、「日本語指導を必要とする児童生徒数」（2021 年度）は 53 人と、5 年間で 1.8 倍に急増しました。日本国籍の子どもが 23 人と全体の 4 割超を占め、増加が顕著です。これは、本市における「複数国籍世帯」（国際結婚世帯等）の比率が 1.00%（2021 年 1 月現在／住民基本台帳）と、阪神地域トップの高い割合であることが背景にあります。今後、学校園において、外国人児童生徒等の実態を丁寧に把握し、核となる言語の形成や本名が名乗れる環境づくりなど、様々な教育課題の解決に向けた取組を進めることが重要となります。

そこで、多文化共生の視点に立ち、誰にとっても居心地の良い学校園づくりを推進することを通じて、外国人児童生徒等の自己実現を支援するとともに、全ての児童生徒が互いに尊重しあい、差別やいじめのない、豊かに共生する学校園や地域社会をつくることをめざして、次のとおり指導にかかわる指針を定めます。

2 芦屋市外国人児童生徒等にかかわる教育指針

- (1) 外国人児童生徒等の教育を受ける権利を保障します。
- (2) 外国人児童生徒等の日本語習得を支援するとともに、学ぶ意欲を持ち続ける子どもの育成を図ります。
- (3) 多様な文化・習慣・価値観などを持つ外国人児童生徒等が、自己につながる国・民族・文化に対する自覚と誇りを持ち、自らのアイデンティティを確立できるように、母語や母文化が尊重される取組に努めます。
- (4) 外国人児童生徒等が将来への展望をもち、自己実現を図るため、自ら進路を切り拓いていける力を育みます。
- (5) 教育関係者及び指導員等が多文化共生教育について理解・認識を深め、すべての学校園で多文化共生にかかわる教育を推進します。
- (6) 教育に関わる関係者の多文化共生教育に対する理解を深めるための研修の充実を図ります。
- (7) 多文化共生社会の構築に向けて、NPO や市民組織と協働し、保護者・地域への啓発と連携の充実に努めます。

3 取組内容

(1) 外国人児童生徒等の教育を受ける権利を保障します。

- ア 各学校園において、在籍する外国人児童生徒等の生活背景及び保護者や児童生徒の思いや願いを把握します。
- イ 学校園への入学、入園、編入学を希望する外国人児童生徒等が、学校園で教育を受けられるようにします。
- ウ 不就学の外国人児童生徒等の把握に努めるとともに、学校園への就学を積極的に勧めます。
- エ 教育委員会及び学校園は、関係部署と連携しながら多言語による対応等、受入時のガイダンスを丁寧に実施し、安心して就学できるよう支援します。

(2) 外国人児童生徒等の日本語習得を支援するとともに、学ぶ意欲を持ち続ける子どもの育成を図ります。

- ア 日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校園へ、支援員等を配置し、外国人児童生徒等の言葉の支援や学校園への適応支援にあたりるとともに、保護者に母語の重要性への理解を求め、保護者の協力を得て、外国人児童生徒等の母語にも配慮した指導を実施します。
- イ 各学校園において、外国人児童生徒等一人一人の日本語習得状況等を把握するとともに、個に応じた日本語指導を実施します。また、学習言語能力を習得することの重要性を認識し、「わかりやすい授業・保育づくり」をめざすなど、外国人児童生徒等が授業・保育に意欲的に参加できる教育環境を整備します。
- ウ 授業・保育を通じて、外国人児童生徒等が知識・技能を習得し、思考力・判断力・表現力を育成するために核となる言語の形成や思考能力を支援する取組を行います。
- エ 読書を通じて、外国人児童生徒等が日本語能力を伸ばさせていくことができるように、公立図書館との連携の下、一人一人の日本語理解に応じた図書の選書や整備を行うとともに、読書支援を行う等、多文化共生の視点に基づく「読書のまちづくり」の推進に取り組みます。

(3) 多様な文化・習慣・価値観などを持つ外国人児童生徒等が、自己につながる国・民族・文化に対する自覚と誇りを持ち、自らのアイデンティティを確立できるように、母語や母文化が尊重される取組に努めます。

- ア 外国人児童生徒等の多様な成育歴や生活背景を把握し、一人一人の児童生徒が民族的な自覚や誇りをもてるような環境づくりに努めます。また、本人や保護者の意思等に十分配慮した上で、本名を名乗れる環境づくりにかかわる課題について、教職員の共通理解を図ります。
- イ 各学校園においては、外国人児童生徒等が母語や母文化に接し、親しむことができる機会を確保するために、指導の工夫や関係機関との連携に努めます。
- ウ 外国にルーツがある先輩たちの話を聞く場を設けるなど、学級、学年の枠を超えて、外国人児童生徒等がお互いの思いを交流できる機会の充実を図ります。
- エ 外国人児童生徒等が母語で書かれた本や母国に関する本を読んだり、他の児童生徒も一緒にそれらの本に親しんだりできるよう、外国語の図書資料や視聴覚資料の収集に努めます。

(4) 外国人児童生徒等が将来への展望をもち、自己実現を図るため、自ら進路を切り拓いていける力を育みます。

- ア 一人一人の成育歴、日本語や教科学習の理解度等を把握し、個に応じたきめ細かな指導を行い、学力の向上を図ります。
- イ 進路ガイダンス等を活用し、進路に対する児童生徒や保護者の希望を丁寧に聞き取り、能力や適性に応じた進路選択ができるよう、適切な支援を行います。

- ウ 外国人児童生徒等が能力や適性に応じた進路選択ができるよう、就学前施設・学校間の連携を強化します。特に、高等学校等との連携を密にし、情報交換を行い、進路指導に生かします。
- エ 卒業後も関係機関との連携を密にし、進路調査や不登校、途中退学等の実態把握をすることで、相談体制の充実を図り、継続的な支援を行います。

(5) 教育関係者及び指導員等が多文化共生教育について理解・認識を深め、すべての学校園で多文化共生にかかわる教育を推進します。

- ア 外国人児童生徒等の人権についての理解と認識を深め、人権の視点に立った教育を進めます。
- イ 児童生徒がそれぞれの国や民族の歴史・文化・習慣・価値観等を正しく理解し、ちがいを認め合えるなかまづくりに取り組み、互いの人権を大切にする多文化共生の教育を計画的・系統的に進めます。
- ウ 「外国人児童生徒等支援連絡協議会」を開催し、各校の取組の現状や課題の交流、先進的な取組についての情報共有を行います。また多文化共生担当者会を開き、各学校園において取り組んでいる多文化共生の教育実践の交流を進めます。
- エ 各学校園では、校長のリーダーシップのもと、外国人児童生徒等の実態に応じた教育を組織的、計画的に取り組めます。また、多文化共生教育担当者、担任、児童生徒支援教員、日本語指導ボランティア等が連携し、外国人児童生徒等への支援の充実を図ります。

(6) 教育に関わる関係者の多文化共生教育に対する理解を深めるための研修の充実を図ります。

- ア すべての教育に関わる関係者が多文化共生の視点に立ち、外国人児童生徒等の教育を推進できるよう研修機会の充実を図り、正しい認識と指導力の向上に努めます。
- イ 各小中学校において、教職員が日本語指導等の指導方法について研修を深め、個々の児童生徒のニーズに応じた教育を進めます。

(7) 多文化共生社会の構築に向けて、NPOや市民組織と協働し、保護者・地域への啓発と連携の充実に努めます。

- ア 関係機関、関係NPO等との連携を密にします。
- イ 芦屋に暮らす子どもは国籍や民族にかかわらず、地域を共に支え、発展させる担い手であるという多文化共生の視点に立ち、外国人児童生徒等のルーツにつながる国・民族・文化の歴史的背景の理解に努め、互いの違いを認め合いながら、差別と偏見のない社会を築いていこうとする意識の向上を図ります。
- ウ 外国人住民や外国人児童生徒等の保護者同士が交流できる場の提供を支援します。
- エ ボランティアや地域の支援者等と協力して、学校園、地域、行政が協働して教育の創造や人権のまちづくりを進めます。

(定義) 本指針において用いる「外国人児童生徒等」の定義を以下に示す。

- 1 国籍にかかわらず、外国にルーツがある児童生徒も含む。
- 2 小学校、中学校の児童生徒だけでなく、就学前の幼児も含む。

※なお、本指針は5年をめぐりに多文化共生社会の推進状況や社会情勢等の変化をふまえ、必要に応じて見直していきます。

教育委員会所管の教育機関・施設

○ 教育委員会事務局（関係所管課）

学校教育課	精道町7番6号	☎38-2087
生涯学習課	精道町7番6号	☎38-2091
スポーツ推進課	川西町15番3号	☎22-7910
青少年育成課	精道町7番6号	☎38-2110

No.	名 称	住 所	電 話 番 号
1	芦屋市立打出教育文化センター	打出小槌町15番9号 (大規模改修中は一時移転し業務継続)	☎38-7130
2	適応教室(のびのび学級)	打出小槌町15番9号 (大規模改修中は一時移転し業務継続)	☎23-8567
3	カウンセリングセンター	打出小槌町15番9号 (大規模改修中は一時移転し業務継続)	☎23-5998
4	芦屋市立青少年愛護センター	川西町15番3号	☎31-8229
5	芦屋市若者相談センター「アサガオ」	川西町15番3号	☎22-5115
6	芦屋市立体育館・青少年センター	川西町15番3号	☎31-8228
7	芦屋市民センター	業平町8番24号	☎31-4995
8	芦屋市立公民館	業平町8番24号	☎35-0700
9	芦屋市川西運動場	川西町64番	
10	東浜公園庭球場	浜風町6番1	☎31-8228
11	西浜公園庭球場	潮見町2番1	
12	芦屋公園庭球場	松浜町4番4号	☎34-8886
13	芦屋中央公園野球場	若葉町1番	☎31-8228
14	芦屋中央公園芝生広場	若葉町1番	
15	朝日ヶ丘公園水泳プール	朝日ヶ丘町11番11号	☎32-3920
16	海浜公園水泳プール	浜風町30番1号	☎22-8861
17	芦屋市立図書館	伊勢町12番5号	☎31-2301
18	芦屋市立図書館打出分室	打出小槌町15番9号 (打出教育文化センター内) (大規模改修中は休館)	☎38-7220
19	芦屋市立図書館大原分室	大原町20番2号	☎38-7762
20	芦屋市谷崎潤一郎記念館	伊勢町12番15号	☎23-5852
21	芦屋市立美術博物館	伊勢町12番25号	☎38-5432
22	富田碎花旧居	宮川町4番12号	☎38-2091

芦屋市教育委員会が所管する教育相談機関

1 学校教育課

◎所在地：精道町7番6号

◎電話：38-2087（祝日と年末年始を除く）

曜	教育相談		<input type="checkbox"/> 相談対応者 指導主事・専門カウンセラー <input type="checkbox"/> 相談内容 ○不登校・学習障がい・発達障がい・問題行動 友人関係等、学校園における悩みなど ○心の悩みのある幼児・児童・生徒及びその保護者 との教育相談 ※必要に応じて、関係機関へつなぎます
	電話（9:00～17:00）	面接（9:00～17:00）	
月	○	○	
火	○	○	
水	○	○	
木	○	○	
金	○	○	

2 適応教室（のびのび学級）（H10～）

◎所在地：打出小槌町15番9号 打出教育文化センター2階（大規模改修中は一時移転し業務継続）

◎電話：23-8567

◎内容：①不登校児童生徒支援のための通級指導・・・月～金 9:30～13:30
 ②不登校に関する教育相談（電話・面談）・・・月～金 10:00～14:00

}（学校休業日は除く）

3 カウンセリングセンター（S57～）

◎所在地：打出小槌町15番9号 打出教育文化センター2階（大規模改修中は一時移転し業務継続）

◎電話：23-5998

◎受付時間：電話相談 月・水・金（土・日・祝日と年末年始を除く） 11:00～16:00
 面接相談 月・水・金（土・日・祝日と年末年始を除く） 12:00～16:00

◎内容：不登校、心理相談等、教育相談全般について

◎相談対応者：専門カウンセラー、電話相談員

4 青少年愛護センター（S49～）

◎所在地：川西町15番3号 体育館・青少年センター3階

◎電話：31-8229

◎受付時間：月～金（土・日・祝日と年末年始を除く）9:00～17:00（電話・面談）

◎内容：青少年問題全般について

5 芦屋市若者相談センター「アサガオ」（H25～）

◎所在地：川西町15番3号 体育館・青少年センター3階

◎電話：22-5115

◎開設日：火～土（日・月・祝日と年末年始を除く）

◎相談受付：10:00～12:00/13:00～16:00

◎内容：ひきこもり、ニート、不登校等社会生活を営む上で困難を有する若者及びその家族を対象とする相談窓口

6 芦屋市特別支援教育センター（H19～）

◎所在地：呉川町14番9号 芦屋市保健福祉センター3階

◎電話：31-0654（直通） 38-2087（学校教育課）

◎受付時間：月～金（土・日・祝日と年末年始を除く）9:00～17:00（電話・面談）

◎内容：特別支援教育に関する教育相談等について

7 教育110番（S61～）

◎電話：22-0110（学校教育課内）

◎受付時間：月～金（土・日・祝日と年末年始を除く）9:00～17:00

◎内容：学校の教育全般および夜間中学校に関する相談について

8 その他の教育機関

	相談機関	電話	相談日時
1	ひょうごっ子〈いじめ・体罰・子ども安全〉 相談24時間ホットライン	0120-0-78310	毎日 24時間
2	兵庫県立特別支援教育センター	078-222-3604	月～金 9:00～17:00
3	西宮こども家庭センター	0798-71-4670	月～金 9:00～17:00
4	児童虐待防止24時間ホットライン	0798-74-9119	毎日 24時間
5	ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口	06-4868-3395	月～土 13:00～19:00 （祝日・12月28日～1月3日は除く）

令和5年度（2023年度）
芦屋の教育指針

令和5年4月

発行 芦屋市教育委員会

〒659-8501

兵庫県芦屋市精道町7番6号

電話 0797-38-2087（学校教育課）

0797-38-2091（生涯学習課）

学校教育部

[https://www.city.ashiya.lg.jp/
gakkoukyouiku/gakkoukyouiku.html](https://www.city.ashiya.lg.jp/gakkoukyouiku/gakkoukyouiku.html)



生涯学習課

[https://www.city.ashiya.lg.jp/
gakushuu/index.html](https://www.city.ashiya.lg.jp/gakushuu/index.html)





令和5年度（2023年度）
芦屋の教育指針